

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 3 年 8 月 30 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局 〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 消防局庁舎 3 階

札幌市消防局総務部施設管理課施設係 電話(011)215-2030

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称 消防出張所清掃業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和 3 年 10 月 6 日（水）から令和 4 年 3 月 25 日（金）まで

(4) 履行場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（基本額）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「建物清掃業」、等級区分が「B」又は「C」に登録されていること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく建築物清掃業又は同第 8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (8) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であつて、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)及び(8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとすることができる。
- (10) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記 1 に同じ。また、札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(掲載先 URL : <http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>)
- (2) 入札説明書の交付方法 上記 1 の場所にて交付する。また、前号に掲げる URL においてもダウンロードすることができる。
- (3) 入札書の受領期限 令和 3 年 9 月 9 日(木) 10 時 00 分まで(送付の場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所 令和 3 年 9 月 10 日(金) 10 時 00 分
札幌市消防局庁舎 3 階入札室(札幌市中央区南 4 条西 10 丁目)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 有
- (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。